



こんなときにはこんな届出を

健康保険では、マイナ保険証等に関することや保険給付を受けるためなど、被保険者からの届出が必要になることがあります。次にあげた事項に該当する場合は、お手続きをお願いいたします。

○ 保険証に関する届出

届け出るとき	提出期限	提出するもの	添付書類・注意事項
発行済の有効な保険証をなくしたとき	ただちに	健康保険組合に届出	
被扶養者資格確認調査(検認)	ただちに	保険証・資格確認書等	年1回実施する被扶養者調査もしくは更新の際、保険証等の提出を求められることがあります。求められた場合は、ご提出ください。

○ 本人・家族に関する届出

届け出るとき	提出期限	提出するもの	添付書類・注意事項
家族を被扶養者になりたいとき	5日以内	「被扶養者異動届」 「被扶養者申請に伴う状況届」	添付書類：各種添付書類が必要になります。詳しくは8～9頁をご覧ください。
被扶養者をはずすとき	ただちに	「被扶養者異動届」	※被扶養者が死亡した場合は家族埋葬料が支給されますので、別途届出が必要です。40頁をご覧ください。 添付書類例 就職：新しい健康保険の「資格情報のお知らせ」等の写し 雇用保険受給開始：受給資格者証(両面)の写し 離婚：離婚日のわかる証書類の写し その他：扶養削除日を確認できる書類
氏名に変更があったとき (被保険者・被扶養者)	ただちに	「被保険者(家族)氏名変更届」	※氏名の「姓」が異なる場合等、必要に応じて、氏名変更日、新しい氏名の確認書類として受理証明書または戸籍抄本
被保険者の資格を失ったとき (会社をやめたとき)	5日以内	発行済の有効な保険証を返却	※資格喪失後は、当組合の健康保険を使っでの医療機関での受診および保健事業等のサービスを受けることはできません。喪失後のご利用が判明した場合は、その全額(当組合が負担した額)を被保険者だった方に請求することになります。
任意継続被保険者制度に加入するとき	退職後 20日以内	「任意継続被保険者資格取得申出書」	※ご退職に伴う資格喪失日後のお手続きとなります。
任意継続被保険者制度の資格を失ったとき	ただちに	「任意継続被保険者資格喪失申出書」	※期間満了、保険料未納、被保険者の死亡、就職、後期高齢者医療制度加入以外の理由では原則として脱退できません。 ※死亡した場合は埋葬料が支給されますので、別途届出が必要です。40頁をご覧ください。 ※就職した場合は新しい健康保険の「資格情報のお知らせ」等の写しを添付してください。 ※直接健康保険組合へご連絡ください。

○ 給付に関する届出

給付名	提出するもの	添付書類・注意事項
療養費 家族療養費	「療養費支給申請書」	■医療費を請求する場合 添付書類：①診療（調剤）報酬明細書（レセプト）もしくは「領収（診療）報酬明細書（医師の証明）」 ②領収書の原本 ■コルセット・ギプスなどの費用を請求する場合 添付書類：①医師の同意書または診断書の原本* ②領収書の原本 *日本語以外の場合は日本語訳
移送費 家族移送費	「移送費支給申請書」	添付書類：費用の領収書の原本 医師の移送承認書の原本
傷病手当金	「傷病手当金支給申請書」	添付書類：事業主の証明、療養を担当した医師の証明 ※休業期間 1 カ月ごとに申請書を提出してください。
出産育児一時金 家族出産育児一時金	「出産育児一時金・付加金支給申請書」	■直接支払制度を利用しなかった場合〈海外出産した場合も同様〉 添付書類：①医師または助産師の証明、もしくは出産証明書(写) ②医療機関等から交付される合意文書の写し〈海外出産の場合は不要〉 (直接支払制度にかかる代理契約を医療機関等と締結していない旨が記載されているもの) ③出産費用の領収・明細書の写し〈海外出産の場合は不要〉 (直接支払制度にかかる代理契約を医療機関等と締結していない旨が記載されているもの、および産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理の下で出産した場合は「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が印字やスタンプ等により明記されたもの)
	「出産育児一時金支給申請書(受取代理用)」	■受取代理制度を利用する場合 受取代理人となる分娩機関の記名・押印等必要事項を記入 添付書類：母子健康手帳(写)または出産予定日まで2 カ月以内であることを証明する書類
出産手当金	「出産手当金請求書」	添付書類：事業主の証明、医師または助産師の証明
埋葬料(費) 家族埋葬料	「埋葬料(費)・付加金請求書」	添付書類：死亡についての事業主（家族埋葬料の場合は市区町村長も可）の証明を申請書に記入、または下記の書類のうちいずれか一点 ●埋葬許可証 ●火葬許可証 ●死亡診断書 ●除籍謄本 ●死体検案書 ●埋葬にかかった領収書（家族以外が請求する場合） ※埋葬にかかった領収書以外は(写)で可。

○ その他

届け出るとき	提出するもの	添付書類・注意事項
特定疾病に該当するとき	「特定疾病療養受療証交付申請書」	医師の意見欄に記入が必要です。 ※直接健康保険組合へご連絡ください。
入院するとき／ 高額な外来診療を受けるとき ●限度額適用認定証の交付を必要とする場合	「限度額適用認定証交付申請書」	添付書類は必要ありません。